

平成23年度  
事業計画

# 目 次

<b>第1 基本方針</b> .....	1
<b>第2 事業実施計画</b>	
<b>I 地域福祉の推進及び福祉文化の形成</b>	
1 市町村社協活動強化の支援を通じた地域福祉の充実 .....	7
2 ボランティア・市民活動の充実強化 .....	8
3 社会福祉施設の地域福祉・地域貢献活動の支援 .....	10
4 民生委員児童委員活動の強化・支援 .....	11
5 地域包括支援体制の確立 .....	11
<b>II 福祉サービス利用者及び当事者活動の支援</b>	
1 施設提供サービスの質の向上 .....	13
2 社会福祉法人経営改善・安定のための支援 .....	14
3 資金助成による活動支援の推進 .....	15
4 福祉人材の養成・確保事業等の推進 .....	16
5 介護技術等の普及による介護意識の促進 .....	15
6 苦情解決による適切な福祉サービスの推進 .....	20
<b>III 地域自立生活を支える福祉基盤づくり</b>	
1 低所得者等への支援 .....	22
2 権利擁護活動の推進 .....	22
3 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者への支援 .....	24
<b>IV 明るい長寿社会づくり</b>	
1 高齢者の生きがいと健康づくりの推進 .....	25
<b>V 政策提言活動の強化</b>	
1 調査研究・企画活動の強化 .....	27
2 福祉施策への提言・要請活動の強化 .....	27
<b>VI 広報・啓発および情報提供機能の強化</b>	
1 福祉に関する広報・啓発および情報提供機能の強化 .....	29
<b>VII 経営体制・財政基盤の強化</b>	
1 経営体制・財政基盤の強化 .....	30

## 第 1 基 本 方 針

全国的に長引く景気低迷により、依然として厳しい状況が続く雇用情勢を背景に、県内においては失業率の高止まりが続く一方、少子・高齢化の進展によって今後の急激な高齢者増加率が推計されるなど、セーフティネットの強化と福祉基盤の整備が急がれている。

また、核家族・単身世帯の増加や、伝統的な相互扶助文化の衰退などにより、地域で育まれてきた人びとの絆が薄れ、高齢者等の孤立や孤独死などが大きな社会問題となっている。

このような中で、沖縄県では、将来の目指すべき姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン」において、心豊かに、安全で安心して暮らせる共助・共創型のまちづくりを打ち出しており、社会福祉事業関係者及びボランティア・NPO 等への期待は大きい。

こうした状況をふまえ、本会では、福祉サービス利用者等の権利擁護、低所得世帯等への支援等によって、当面する福祉・生活課題の解決に取り組むとともに、市町村社会福祉協議会や福祉施設団体、ボランティア・NPO 等との連携・協働を通じて地域福祉の発展を図るため、以下の事業を重点に取り組むこととする。

### I 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

#### 1 市町村社協活動強化の支援を通じた地域福祉の充実

##### (1) 小地域福祉活動の推進支援

小地域福祉活動の普及・推進を目指し、県内各地の特性に即した小地域福祉活動推進策について研究・検討を進めるとともに、セミナーの開催や資料集の発行を行う。

##### (2) コミュニティソーシャルワークの推進

コミュニティソーシャルワーク推進策の研究を進め、研究報告書を取りまとめるとともに、県内市町村社協への取り組みの促進を図る。

##### (3) 地域福祉活動計画策定の推進

市町村地域福祉活動計画の策定促進のため、市町村社協に対し必要な助言・情報提供等の支援を行う。

##### (4) 災害時における支援体制の整備と強化

市町村社協が大規模災害時の支援活動を迅速・的確に行うための

体制整備と強化を図り、関係機関・団体との連携協働を推進する。

## **2 ボランティア・市民活動の充実強化**

### (1) 市町村ボランティアセンターへの支援

市町村社協におけるボランティアセンターの機能強化とボランティアコーディネーターの資質向上に努める。

### (2) ボランティア活動の促進と環境整備

ボランティア活動の啓発及び活性化を図り、県民のボランティア・NPO活動への参加を促す。さらに、研修・相談などによる支援を行う。

### (3) NPO活動への支援と協働

NPO活動の普及啓発と活動支援を図り、NPO活動基盤強化のための研修・相談、ネットワーキング、行政や企業との連携・協働を促進する。

### (4) ボランティア学習・福祉教育の推進

市町村社協やNPO、福祉・教育関係団体等と連携して、児童・生徒のボランティア学習・福祉教育の普及を図る。

## **3 社会福祉施設の地域福祉・地域貢献活動の支援**

施設サービス利用者のみならず、地域で福祉サービスを必要とする人々に対し、社会福祉施設が地域の社会資源としてその公益性を発揮できるよう、種別協議会と協働して、地域福祉・地域貢献活動の普及を図る。

## **4 民生委員児童委員活動の強化・支援**

### (1) 民生委員児童委員活動の強化

沖縄県民生委員児童委員協議会の運営を支援するとともに、民生委員児童委員活動に必要な知識・相談技術向上のための支援を行う。

### (2) 地域の福祉ネットワークにおける連携活動の推進

民生委員児童委員が地域福祉活動をより円滑で効率的に行えるよう、地域の関係ネットワークづくりを支援する。

## **5 地域包括支援体制の確立**

誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域における社

会資源連携による包括支援体制づくりの検討と整備を進める。

## II 福祉サービス利用者及び当事者活動の支援

### 1 施設提供サービスの質の向上

高齢者介護及び保育分野を中心に営利法人参入等の規制・制度改革が議論されるなか、社会福祉法人・施設には、サービス利用者及び地域住民のニーズに適切に対応する良質で安定的なサービスを提供していくことが求められており、事業従事者の資質向上に資する研修を実施するとともに、キャリアパスに対応した生涯研修体系の構築に取り組む。

### 2 社会福祉法人経営改善・安定のための支援

介護保険制度・介護報酬の改定や「障がい者総合福祉法（仮称）」、「子ども・子育て新システム」の法制化等に向けた検討など、社会福祉関連諸制度の見直しに関する議論が進められるなか、社会福祉法人が安定的・継続的に事業展開するための経営改善に向けた取組みを進める。

### 3 資金助成による活動支援の推進

社会福祉振興基金の運用益等により、小規模福祉団体やNPO等に対して、的確な事業内容の把握と厳正な審査に基づいて費用助成を行い、組織活動の強化を支援する。

### 4 福祉人材の養成・確保事業等の推進

#### (1) 福祉人材無料職業紹介事業の実施

ハローワークや職能団体、福祉人材養成校との連携を強化して福祉人材の確保を図るとともに、福祉の仕事の広報啓発に努める。

#### (2) 社会福祉事業従事者説明会・講習会の実施

福祉施設・事業所における人材育成担当者の養成を図るため、年間を通じた継続研修を実施するとともに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用して、宮古・八重山地区における情報共有体制の構築を図り、施設・事業所の人事管理及び人材確保の支援を強化し、従事者の定着支援に努める。

#### (3) 社会福祉事業従事者確保に関する調査研究

福祉施設等における職員退職採用実態調査及び福祉の職場を目指す学生の意識調査を実施することにより福祉分野における労働市場の課題を把握するとともに、福祉職への就労希望者と求人施設等への

支援及び関係機関団体との連携を図る。

## 5 介護技術等の普及による介護意識の促進

(1) 介護・福祉用具及び住宅改修に関する知識・技術の普及講座の開催  
高齢者等介護の実習等を通じて、介護知識、介護技術の普及と啓発  
事業の推進を図る。

(2) 介護等相談、福祉用具展示及び介護実習室の充実

県総合福祉センターを拠点として、介護実習室、福祉用具の展示・  
相談を実施し、介護研修の充実と福祉用具・住宅改修の普及を図ると  
ともに、関係機関・団体との連携を進め、介護実習・普及センター事  
業を効果的に推進する。

## 6 福祉サービスに関する苦情解決の推進

福祉サービス事業所や福祉施設等の苦情解決の体制整備を図るとと  
もに、事業所段階で苦情解決が困難な案件については、沖縄県福祉サー  
ビス運営適正化委員会において、迅速かつ適切な対応を図る。

# III 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

## 1 低所得者等への支援

制度改正に伴い急増していた貸付件数が減少傾向にあるが、本県の経  
済状況や失業率の高止まりの状況等から、今後も制度の周知を図り、低  
所得者世帯等の自立に向けた適切な貸付を行う。

また、市町村社協の担当職員、相談員の資質向上及び相談体制の充実  
強化に努め、世帯の実情に応じた償還指導と自立支援を図る。

## 2 権利擁護活動の推進

判断能力が不十分な人々の地域での自立生活の継続・実現に向けて日  
常生活自立支援事業の円滑な実施を図るとともに、契約待機者の解消及  
び市町村社協における権利擁護活動の支援に努める。

## 3 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者への支援

高齢又は知的・精神的障害によって福祉サービス等の支援が必要な矯  
正施設退所者の円滑な社会復帰を図り、生活の安定と自立に資するため、  
福祉施設利用等の支援を行う。

## IV 明るい長寿社会づくり

### 1 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

高齢化の進展する中、明るい長寿県づくりに寄与することを目的として、スポーツ・文化活動、実践活動につながる学習の場の提供、地域活動の担い手養成及び就業支援などの事業を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。

## V 政策提言活動の強化

### 1 調査研究・企画活動の強化

県民の福祉課題及び福祉事業における運営課題等の動向を的確に把握し、新たな支援策の開発や政策提言につなげていくため、総合企画委員会を中心とした調査研究活動の取組みを強化する。

### 2 福祉施策への提言・要請活動の強化

沖縄県社会福祉予算対策協議会との連携のもと、各福祉分野の抱える課題に関する調査研究を通じて、県民に必要な福祉施策を明らかにするとともに、その実現に向け、県及び市町村への提言・要請活動を展開する。

## VI 広報・啓発および情報提供機能の強化

### 1 福祉に関する広報・啓発および情報提供機能の強化

本会広報誌やホームページ、マスメディア等を通して、県民や福祉関係者等に対する情報提供活動を促進する。

また、本会は、今年11月に創立60周年を迎えることから、本会活動実績や社会福祉制度の変遷などをまとめた「沖縄県社会福祉協議会60周年記念誌」を発行する。

## VII 経営体制・財政基盤の強化

### 1 経営体制の強化

社会福祉法において、地域福祉の推進を託された県社協が、県民の福祉増進に向けて、より効果的で効率的な事業活動を展開することができるよう、理事会・評議員会機能の強化、経営の適正化と透明性の確保、会員体制の拡充及び業務推進体制の強化を図る。

## 2 財政基盤の強化

県財政の逼迫とともに公費補助・委託費の縮減が進む中、本会の自主財源である会費、負担金、事業収益等の強化に取組み、安定した事業活動と組織運営の持続を図る。

## 第2 事業実施計画

### I 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>1 市町村社協活動強化の支援を通じた地域福祉の充実</b>		
<b>(1) 小地域福祉活動の推進支援</b>		
<b>① 小地域福祉活動の調査研究の推進</b>		
ア. 小地域福祉活動に関する調査研究の推進	平成22年度に発行した「小地域福祉活動の取り組み状況調査結果報告書」をもとに、今後の小地域福祉活動推進策について研究・検討を進める。	沖縄県社協としての今後の小地域福祉活動の推進方策の確立を図る。
<b>② 小地域福祉活動の普及促進</b>		
ア. 地域の福祉力を高めるセミナーの開催 イ. 小地域福祉活動に関する資料集の発行	地域における住民相互の支え合い活動の普及促進を図るため、一般県民、自治会関係者、民生委員・児童委員、福祉関係者等を対象としたセミナーを開催する。 沖縄県市町村社協連絡協議会との連携のもと、県内各地の小地域福祉活動についての情報を収集し資料集を発行する。	県内各地の先進的実践を幅広く紹介することにより、住民の支え合い活動の普及促進が図られる。
<b>(2) コミュニティソーシャルワークの推進</b>		
<b>① コミュニティソーシャルワークの調査研究の推進</b>		
ア. 市町村社協におけるコミュニティソーシャルワーク研究の推進 イ. コミュニティソーシャルワーク研究会報告書の発行	平成22年度に引き続きコミュニティソーシャルワーク研究会において、今後の市町村社協におけるコミュニティソーシャルワークの推進策の検討を更に進める。また、研究成果について報告書として取りまとめ発行する。	研究会を進めることにより、市町村社協におけるコミュニティソーシャルワーク実践の課題整理や今後の推進策を検討することが可能となる。
<b>② コミュニティソーシャルワークの実践の普及促進</b>		
ア. コミュニティソーシャルワーク推進研究協議会（仮称）の開催	コミュニティソーシャルワーク研究会の研究成果について、県内市町村社協へ周知し、取り組みの促進を図るため、市町村社協職員等を対象とした研究協議会（仮称）を開催する。	県内各市町村において、コミュニティソーシャルワーク実践の促進が図られる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>(3) 地域福祉活動計画策定の推進</b>		
<b>① 地域福祉活動計画策定への支援</b>		
ア. 地域福祉活動計画策定への支援	市町村社協が、地域福祉活動計画が策定できるよう、必要な助言・情報提供等の支援を行い、併せて行政にも働きかけ地域福祉計画（行政計画）策定の促進を図る。	地域福祉活動計画策定が進むことにより、地域住民と一体となった計画的な福祉のまちづくりが推進される。
<b>(4) 災害時における支援体制の整備と強化</b>		
<b>① 市町村社協災害対応マニュアル策定等への推進と支援</b>		
ア. 市町村社協災害対応マニュアル策定の推進支援 イ. 災害時に備えたボランティア団体、NPO、当事者団体等との連携・協働	災害時の支援活動を迅速・的確に行うため、市町村社協における組織体制や対応手順等を定めた「沖縄県社協災害救援マニュアル」の普及を通じて、各市町村社協における災害救援マニュアルの策定を推進する。 また、災害支援に関連する機関・団体や当事者団体等との情報交換や災害対応に関するニーズ把握を行い、今後の連携・協働の在り方を検討する。	各市町村社協にて、災害対応マニュアルを策定することで、災害時における行政や各関係機関との役割分担を明確にすることができ、要援護者への適切な支援を迅速に行うことができる。 また、関連機関や当事者団体と連携・協働することで、必要な役割や支援ニーズの明確化を図ることができ、被災住民に対する的確・効果的な支援を行うことができる。
<b>2 ボランティア・市民活動の充実強化</b>		
<b>(1) 市町村ボランティアセンターへの支援</b>		
<b>① 市町村ボランティア担当職員の資質向上</b>		
ア. 市町村社協ボランティア担当者研究協議会等の開催	ボランティア担当職員の専門性の向上とスキルアップを図るための研究協議会を開催する。	ボランティア担当職員の専門性を高めることで、地域のボランティアニーズを的確にキャッチし課題解決できる職員を育成することができる。
<b>② 市町村ボランティアセンターの実態把握と運営への助言</b>		

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
ア. 市町村社協ボランティアセンター関係調査の実施	市町村社協ボランティアセンターの現状や課題、問題点についての実態調査を行い、課題解決に向けた今後の市町村社協ボランティアセンターの在り方や体制整備の支援策を検討する。	市町村社協ボランティアセンター運営の充実や機能強化が図られる。
<b>(2) ボランティア活動の促進と環境整備</b>		
<b>① ボランティア活動の啓発と活性化の促進</b>		
ア. ボランティア活動の啓発及び参加支援	<p>県民のボランティア活動への参加の支援として、メールマガジンによるボランティア・NPO活動への情報提供を行う。</p> <p>また、市町村社協ボランティアセンターの登録団体についてホームページを通して紹介することで、ボランティア活動の普及啓発を図る。</p>	活動参加のための情報提供や環境整備を行うことにより、県民に対して日常的にボランティア・NPO活動参加の機会を提供することができる。
<b>② ボランティアコーディネーターの育成</b>		
ア. ボランティアコーディネーターの養成	ボランティアを必要とする様々な組織のボランティアコーディネーターが、ボランティア受入れの基礎を学ぶとともにその専門性の確立や資質向上を目的として「ボランティアコーディネーター連続養成講座」を開催する。	ボランティア受入れ組織の体制強化やコーディネーターの資質向上により、継続的な受入れ体制の強化を図ることができる。
<b>(3) NPO活動への支援と協働</b>		
<b>① NPO活動の普及啓発と活動支援</b>		
<p>ア. NPO活動の普及啓発</p> <p>イ. NPOの活動基盤の強化</p> <p>ウ. 県内市民活動支援機関・団体との連携・協力</p>	<p>NPO団体情報の閲覧やチラシ配布コーナーの活用、メールマガジンによるNPO活動の広報・周知により、NPO活動の普及啓発に努める。</p> <p>また、NPO活動基盤強化等を目的に「NPO活動支援セミナー」を開催する。</p> <p>さらに、県内の市民活動支援機関・団体が連携・協力し、効果的なNPO支援を行うために「おきなわ市民活動支援会議」を開催する。</p>	<p>NPO活動の広報・周知によりNPO活動への理解者や参加者を増やすとともに、セミナー開催を通して、活動基盤の強化や県民に開かれた運営体制を整えることでNPO活動の活性化を図ることができる。</p> <p>また、支援会議においては、県内NPOの抱えるニーズや課題を共有することで、今後の具体的な支援策の検討を図ることができる。</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>② NPOと行政、企業の協働・連携への支援</b>		
ア. NPOのネットワーキング支援 イ. NPOと行政、企業の協働・連携促進	災害支援やボランティア学習・福祉教育に焦点を充てた、NPO同士及び他セクターの協働や連携を推進する。 また「新しい公共」に関連した、NPOのネットワーキングや行政、企業との協働に関する事業について、県内NPOへ情報提供を行っていく。	多様な機関の協働・連携により、新たな事業やサービスの開拓へとつながる。
<b>(4) ボランティア学習・普及教育の推進</b>		
<b>① 地域・学校におけるボランティア学習・福祉教育の推進と支援</b>		
ア. 地域や学校におけるボランティア学習・福祉教育の推進と支援 イ. 専門機関における研究や事業との連携	市町村社協、NPOの実践や現状について情報収集し、課題や成果を分析し、互いに共有する取り組みを行う。 また、県教育庁等との情報交換を行い、教育行政における位置付けや取り組み状況を把握する。	他団体の実践を情報収集・共有することで、今後の取組みを広げることができる。 また、教育行政での位置付けや取り組み状況を把握することで、教育分野と福祉分野の連携を進めることができる。
<b>3 社会福祉施設の地域福祉・地域貢献活動の支援</b>		
<b>(1) 実態把握及び貢献活動の促進</b>		
<b>① 社会福祉施設による地域貢献活動の実態調査の実施及び貢献活動の促進</b>		
ア. 地域貢献活動実態基礎調査の実施	各施設・法人の事業計画書及び実績報告書の収集分析を行う。 地域との関わり・連携（特別保育事業を含む）に関する調査を実施する。	各法人・施設の実施している地域貢献活動の実態を把握し、整理・公表することにより、取組の拡大・普及を図ることができる。
<b>② 市町村社協活動と社会福祉施設地域貢献活動の連携支援</b>		
ア. 市町村社協事業への参加状況調査の実施	市町村社協と各社会福祉施設の連携に係る実態調査	地域福祉の中核となる市町村社協活動と連携して、専門機関としてその機能を地域に活かすための課題等を明らかにすることにより、推進体制の構築に資することができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>4 民生委員児童委員活動の強化・支援</b>		
<b>(1) 民生委員児童委員活動の強化</b>		
<b>① 県民児協の運営基盤強化の支援</b>		
ア. 県民児協の安定的な組織運営の支援等	県民児協の運営や事業実施を円滑に行うための支援を行う。	県民児協の運営、事業実施を支援することにより、組織の自主運営基盤を強化することができる。
<b>② 民生委員児童委員の相談技術向上のための支援</b>		
ア. 会長研修会、任期別研修会、主任児童委員研修会の実施	単位民児協会長、任期別、主任児童委員の3階層からなる研修会を企画・実施する。	階層別の各々の役割認識を深めると同時に、資質向上や活動への意欲を高めることができる。
<b>(2) 地域の福祉ネットワークにおける連携活動の推進</b>		
<b>① 災害対策支援ネットワークへの参画促進</b>		
ア. 災害対策に関わる関係機関・団体との意見交換会等の開催	県レベルの災害対策に関わる関係機関・団体と事業連携を進めることを目的として、県防災・福祉部局等も含めた意見交換会等を開催する。	県レベルのネットワークの構築を通して、関係機関・団体との役割分担や事業連携が図られ、民児協としての災害時の役割を明確にすることができる。
<b>② 地域支え合いネットワークへの参画促進</b>		
ア. 孤立・孤独死防止に向けた関係機関・団体との意見交換会等の開催	県レベルの「孤立・孤独死」防止対策に向けた関係機関・団体との事業連携を進めることを目的とした意見交換会等を開催する。	県レベルのネットワークの構築を通して、関係機関との役割分担や事業連携が図られ、民児協としての問題解決に向けた役割を明確にすることができる。
<b>5 地域包括支援体制の確立</b>		
<b>(1) 地域における社会資源連携による支援体制づくりの推進</b>		
<b>① 地域包括支援体制整備に向けた研究と推進</b>		

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
ア．地域包括支援体制整備に向けた研究と推進	公的サービスに加え地域住民の支え合いによるインフォーマルな支援や関係機関団体等の連携による地域包括支援体制づくりの研究を進める。	誰もが住み慣れた地域で、安心して生活が送れるような生活支援システムづくりを目指す。

## II 福祉サービス利用者及び当事者活動の支援

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>1 施設提供サービスの質の向上</b>		
<b>(1) 課題・問題別の専門的な各種研修会等の推進</b>		
<b>① 事業活動展開における課題・問題の把握</b>		
ア. 各種別における課題・問題に関する調査の実施	制度、人材確保、労務管理、サービス提供に関する調査	予定されている自動・障害・介護等の制度改正への対応のため、種別ごとの課題を把握・整理し、良質な福祉サービスの安定提供資する具体的対応策推進に資することができる。
<b>② 施設従事者のスキルアップのための研修機会の確保・実施</b>		
ア. 各種別との連携による課題・問題別研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の権利擁護に関する研修会</li> <li>・介護福祉士による医療的ケアの実施に関する研修会</li> <li>・その他</li> </ul>	福祉サービス利用者に対する虐待防止及びリスクマネジメント体制構築を強化する。また、高齢・障害者施設における医療的ケア体制整備のための基礎研修を実施する。
<b>(2) 調査研究活動の推進</b>		
<b>① 福祉課題の共有化と共通課題の把握</b>		
ア. 各種別協議会会長会議の開催 イ. 社会福祉施設従事者の実態調査の実施	各種別協会長との連絡調整会議を開催し、共通課題の共有・把握、県社協への要望等をまとめる。 県内社会福祉施設従事者の資格取得状況を把握し、種別横断的に実施できる研修等の資料とする	種別横断的な課題の共有化を図る。 各種別の従事者（常勤換算）の把握と、スキルアップのための研修計画の立案及び各法人等におけるキャリアパス構築に資することができる。
<b>② 課題解決に向けた連絡調整機能の強化</b>		
ア. 福祉関係団体等との連絡調整	関係団体との連絡調整を図り、共通課題の共有・把握、県社	社会福祉法人以外の関係分野団体等との協

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
	協への要望等をまとめる。	働を図ることにより、地域課題解決のための効果的働きかけを推進することができる。
<b>(3) 福祉従事者の体系的な養成研修の実施</b>		
<b>① 社会福祉事業従事者等の研修強化</b>		
ア. 社会福祉従事者に対する研修	福祉従事者の業務に必要な専門知識・技術を学ぶため各研修を実施（H22実績 25コース）	福祉従事者が研修を通し、多様化するニーズに対応し利用者等に対する支援を円滑に行うことが出来るよう資質の向上を図る。
<b>② 福祉・介護サービス従事者のキャリアパスに対応した生涯研修体系の構築</b>		
ア. キャリアパスに対応した生涯研修体系の構築	経験に応じた研修を行うため、関係機関と連携し、福祉・介護サービス従事者のキャリアパスに対応した生涯研修体系の構築を検討する。	福祉・介護従事者の資質向上及び処遇改善が図られる。
<b>2 社会福祉法人経営改善・安定のための支援</b>		
<b>(1) 経営改善支援事業の普及啓発及び促進</b>		
<b>① 経営改善ツールの活用の普及促進</b>		
ア. モデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営協会法人による実施・検証</li> <li>・研修会の実施</li> <li>・経営計画策定の促進</li> </ul>	<p>簡易経営診断ツールを経営協法人においてモデル的に実施、その結果を研修等を通して会員への普及を図る。</p> <p>上記を基に、5年程度の経営計画策定の促進し、計画的・安定的法人運営に資することができる。</p>
<b>② 労務管理、会計・税務等の専門家の協力による経営診断の促進</b>		
ア. 社会福祉法人新会計基準への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び監事、会計担当者向け研修会の実施</li> <li>・アドバイザー会議の開催及び個別相談</li> </ul>	<p>新社会福祉法人会計システムへの移行がスムーズに行われるための基礎研修の実施により体制整備が図れる。</p> <p>また、個別の相談等について専門アドバイザー</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
		一の協力により、適正な解決が図られる。
<b>3 資金助成による活動支援の推進</b>		
<b>(1) 社会福祉振興基金助成事業の実施</b>		
<b>① 適正な団体選定と審査による的確な活動支援</b>		
ア. 適正な団体選定と審査による的確な活動支援	福祉事業を実施する小規模団体、NPO法人等に対して備品購入、大会開催、研修派遣等にかかる費用の助成を行なう。 また、必要に応じて上限30万円の緊急・小口助成を随時行なう。	財政基盤が脆弱な民間福祉団体等に対し、金銭的助成を行なうことにより、団体の自主的かつ創造的な活動を助長し、更には団体の育成支援及び県民の社会福祉思想の高揚を図る。
<b>② 地域活動モデル事業への活動支援</b>		
ア. 地域活動モデル事業への活動支援	先駆的、開拓的な地域活動を行なっている民間福祉団体等に対し、モデル事業として助成を行なうための枠組み作成に取り組む。	先駆的な事業に助成し、スムーズな事業実施を支援することにより地域活動を助長する。
<b>③ 事業周知の強化と対象団体の適切な把握による支援の拡大</b>		
ア. 事業周知の強化と対象団体の適切な把握による支援の拡大	ホームページや広報誌等を通じ助成情報の発信を行う。また関係団体等と情報の共有化を図る。	より広い選択の中からの適正な助成を行う。
<b>(2) 地域福祉基金助成事業の実施</b>		
<b>① 適正な団体選定と審査による的確な活動支援</b>		
ア. 適正な団体選定と審査による的確な活動支援	福祉事業を実施する小規模団体、NPO法人等に対して備品購入、大会開催、研修派遣等にかかる費用の助成を行なう。	財政基盤が脆弱な民間福祉団体等に対し、金銭的助成を行なうことにより、団体の自主的かつ創造的な活動を助長し、更には団体の育成支援及び県民の社会福祉思想の高揚を図る。
<b>② 事業周知の強化と対象団体の適切な把握による支援の拡大</b>		
ア. 事業周知の強化と対象団体の適	ホームページや広報誌等を通じ助成情報の発信を行う。また	より広い選択の中からの適正な助成に

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
切な把握による支援の拡大	関係団体等と情報の共有化を図る。	より、活動を支援する。
<b>(3) 民間助成に関する情報提供と活用支援</b>		
<b>① 民間助成に関する情報提供及び活用に向けた支援</b>		
ア. 民間助成に関する情報提供及び活用に向けた支援	民間団体等が行う助成事業の情報収集・整理、広報、相談対応、斡旋、推薦、助成金活用に関する助言を行う。	活動資金を必要としている県内の福祉団体に対して助成金を活用できるよう支援することにより、県内の民間福祉活動の活性化を促進することができる。
<b>4 福祉人材の養成・確保事業等の推進</b>		
<b>(1) 福祉人材無料職業紹介事業の実施</b>		
<b>① 福祉人材無料職業紹介事業の充実</b>		
ア. 求職者の登録促進	来所相談、就職ガイダンス等を通して登録促進を行う。	求職登録者数の増加
イ. 社会福祉施設等の求人開拓	各種支援事業の利用紹介を通して求人開拓を行う。	事業所登録数、求人件数の増加
ウ. 求人情報誌、紹介状等の発行	求職登録者へ掲載求人の情報提供や斡旋を行う。	相談、応募・紹介件数の増加
エ. 各種雇用統計にかかる資料等の収集及び作成・整備	求職・求人動向を把握する。	支援策の検討・見直しや対象選定に活用する。
オ. 名護市福祉人材バンクの運営委託・管理	北部地区に本センター機能を有する福祉人材バンクを委託する。	遠隔地域の求職・求人支援が図られる。
カ. 福祉人材情報システムの活用促進	求職・求人の円滑な登録及び掲載を行う。	求職・求人登録等の適正化、簡素化が図られる。
キ. 求職登録者紹介システムの活用促進	求職・求人の面接機会の提供を行う。	有資格者の登録促進及び新卒学生の就労支援が図れる。
ク. 新規求人票等の入居施設内常設掲示	入居施設内での求人等の常設掲示を行う。	来館者等へセンター機能及び求人の周知が図られる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>② 求職者ガイダンス等による登録促進</b>		
ア. 福祉の職場説明・面接会の開催	関係機関と連携して求職者と求人事業所の面談や各種相談を実施する。	年1回、求職者数600名、事業所数70カ所
イ. 福祉の仕事入門教室の実施	福祉系列の高校生を対象に各校に赴き、福祉職に関する講話を行う。	年15回、受講者数375名
ウ. 福祉の仕事就職ガイダンスの実施	福祉系養成校・機関の学生を対象に各校に赴き、福祉職に関する講話を行う。	年25回、受講者数700名
エ. 福祉・介護の職場体験の実施	福祉・介護職の体験を通じてミスマッチの防止、就職率の向上を図る。	体験者数600名
オ. 介護福祉士等修学資金の貸付	介護人材の養成。確保を図るため、修学資金の貸し付けを行う。	貸付件数34件
カ. 介護の日関連事業の実施	介護職に対するイメージアップや就労意欲の向上を図る。	連絡会議年1回、ふれあいタオル寄贈事業実施校152校
<b>(2) 社会福祉事業従事者説明会・講習会の実施</b>		
<b>① 社会福祉事業従事者説明会・講習会の推進</b>		
ア. 先島地区介護福祉士国家試験対策講座の実施	人材確保が困難な先島地域において、育成・定着支援を目的とした資格取得講座を実施する。	2地区、受講者数100名
イ. 福祉・介護人材育成養成事業の実施	施設・事業所における人材育成担当者養成を図るため、年間研修等を実施する	研修年6回、受講者数30名
ウ. 「人材共育プログラム」受講者派遣事業所（代表者）研修の実施	人材育成養成事業へ参加した事業所の人材育成に関する体制づくりを図るため、年間研修等を実施する。	研修年3回、受講者数60名
エ. SNSを活用した福祉人材育成・定着支援事業の実施	SNSを活用した宮古・八重山地区における研修内容の充実及び情報共有化、相互間の支援体制の構築を図る。	現地研修年6回、SNS研修年6回

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
オ．職場内研修支援のための人材育成に関する講師派遣事業の実施	講師陣を施設等で実施する職場内研修へ派遣して人材育成及び定着を図る。	派遣回数 60 回
<b>（３）社会福祉事業従事者確保に関する調査研究</b>		
<b>① 社会福祉事業従事者確保に関する調査等を通じた課題把握</b>		
ア．福祉施設等職員退職採用実態調査	ア．県内の福祉職の労働市場を把握する。	調査を通じて得た福祉分野の課題を把握することにより、福祉職への就労希望者と求人施設等への支援及び関係機関団体との連携を図る。
イ．福祉の職場を目指す学生の意識調査	イ．県内の福祉系養成校及び高校生の福祉の職場に対するイメージや考え方を把握する。	
ウ．人材研修センター事業全般の推進を図るための情報の整備	ウ．アとイの両調査結果を踏まえて、調査資料の分析・考察し情報の整備をする。	
<b>（４）介護支援専門員及び教員資格免許の取得支援</b>		
<b>① 介護支援専門員実務研修等の実施</b>		
ア．介護支援専門員実務研修受講試験の実施	試験の申込案内から試験実施及び合格発表までの運営を適正に行う。	介護保険制度の円滑な運営に寄与すると共に、介護事業所等への安定した介護支援専門員の人材供給が期待される。
イ．介護支援専門員実務研修の実施	前期・後期合わせて年間計 6 日間の講義及び演習を実施。また、前後期の間に実習を実施する。	試験合格者に対して介護支援専門員としての必要な知識・技術を習得させることで、より質の高い介護支援専門員を養成することができる。
ウ．介護支援専門員再研修及び更新（実務未経験）研修の実施	前期・後期合わせて年間計 6 日間の講義及び演習を実施。また、前後期の間に実習を実施する。	資格の有効期限が切れた方に対して、今後、介護支援専門員の実務に就くために必要な知識・技術を習得させることができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
エ. 介護支援専門員実務研修受講試験対策セミナーの実施	介護支援分野・福祉サービス分野、保健医療分野の全範囲を網羅した、全5日間の日程（基礎編4日・直前編1日）に加え模擬試験を実施する。	本県における試験合格率の改善が期待される。
オ. 介護支援専門員各種研修の企画・実施に向けた講師調整会議の開催	介護支援専門員協会との連携により介護支援専門員各種研修講師及びスムーズな研修実施に向けた検討会議を実施する。年6回開催予定。	介護支援専門員各種研修講師の人材確保及び育成が期待され、より質の高い研修の提供を図ることができる。
<b>② 介護等体験事業の実施</b>		
ア. 教員免許特例法にもとづく「介護等体験」事業の実施	県内外の教員免許取得の授与を目指す者に対する県内社会福祉施設における「介護等体験」受入説明会を開催する。 手引書の作成等及び連絡調整を図る。	「介護等体験」を通して、社会福祉施設等の理解が促進できるよう、県内外各大学及び施設等との調整を図ることによるスムーズな事業実施及び体験後のボランティア活動等への参加が期待される。
<b>5 介護技術等の普及による介護意識の促進</b>		
<b>(1) 介護・福祉用具及び住宅改修に関する知識・技術の普及講座の開催</b>		
<b>① 介護・福祉用具及び住宅改修に関する展示相談や講座等の開催による普及啓発の推進</b>		
ア. リクエストセミナー イ. はじめようシリーズ1 ウ. はじめようシリーズ2 エ. 認知症ケアセミナー オ. 在宅介護実習教室・在宅介護おさらい教室（在宅介護者対象・出張講座） カ. スキルアップ講座 キ. 介護技術向上実務者研修 ク. 介護実技指導者養成研修 ケ. 介護実技指導者フォロー研修	高齢者介護の実習等を通じて、県民への介護知識・技術の普及を図るとともに「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を県民に広く啓発する事業を実施する。また、事業所職員等に対する資質向上に向けた研修や、地域で開催される介護講座及び当センターが開催する介護講座の講師を養成する。	ア. 年20回、体験者数600名 イ. 年2回、受講者数32名 ウ. 年2回、受講者数32名 エ. 年1回、受講者数1000名 オ. 在宅介護の負担軽減 カ. 年2回、受講者数32名 キ. 年6回、120名 ク・ケ. 当センター外部講師の養成、発掘

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>② 福祉用具及び高齢者住宅改修普及講座</b>		
ア. 福祉用具取り扱い研修 イ. 高齢者住宅改修研修	研修機会が十分でない離島、過疎地域については、年次計画に基づき出張講座や相談を実施する。	マンパワーだけでは、限界があるため福祉用具等の情報及び介護技術を提供することにより、介護負担を軽減する。
<b>(2) 介護等相談、福祉用具展示及び介護実習室の充実</b>		
<b>① 介護技術・福祉用具普及講座等の開催による普及啓発の推進</b>		
ア. 介護相談、福祉用具及び住宅改修に関する相談助言 イ. 多様な福祉用具の展示、「お試しルーム」の活用 ウ. 介護相談室及び介護実習室の充実	福祉用具機器展を開催し、介護知識、技術及び福祉用具の普及について、効率的・効果的に実施する。	情報提供することにより、福祉サービスの選択肢を広げ介護負担を軽減する。
<b>② 地域組織化活動</b>		
ア. 地域介護力UP派遣事業の促進	各市町村における地域介護を支援し、必要に応じた介護知識や技術を普及する。	地域活動に役立つ介護知識と基本的な介護技術。
<b>6 苦情解決による適切な福祉サービスの推進</b>		
<b>(1) 運営適正化委員会事業の実施</b>		
<b>① 苦情受付担当者や解決責任者、第三者委員による苦情解決システムの設置促進</b>		
ア. 福祉サービス提供事業者への啓発周知（巡回指導・苦情解決セミナーの開催） イ. 苦情解決の仕組みの整備状況等の把握	事業者段階での適切な苦情対応が行われるように、アンケート調査などにより苦情解決の仕組みの整備状況を把握するとともに、巡回指導やセミナー開催等により苦情解決システムの設置促進を図る。 また、事業者段階で解決できない苦情について、利用者等からの苦情申出を受け、必要な助言・事情調査・あっせん等により適切な解決を図る。	事業者段階での適切な苦情解決が促進される。 利用者からの苦情への適切な対応により福祉サービスの質の向上が図られる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>② 福祉サービス利用援助事業の適切な運営監視の推進</b>		
ア．運営監視の推進	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために、基幹的社協への書面・実地調査を実施し、必要に応じて助言又は勧告を行う。	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保する。
<b>（２）認定個人情報保護団体事業を通じた支援</b>		
<b>① 認定個人情報保護団体事業の推進</b>		
ア．認定個人情報保護団体事業の推進	認定個人情報保護団体として、対象とする事業者へ個人情報保護法の趣旨を踏まえた個人情報保護の取り組みを促進させるとともに、個人情報保護に関する苦情について、運営適正化委員会機能を活用し解決を図る。	事業者段階での適切な個人情報保護の取り組みを促進する。利用者からの個人情報保護に関する苦情への適切な対応がなされることにより福祉サービスの質の向上を図る。

### Ⅲ 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>1 低所得者等への支援</b>		
<b>(1) 生活福祉資金貸付事業の効果的な運営</b>		
<b>① ニーズに対応した適切な貸付による低所得世帯等の自立支援</b>		
ア. 生活福祉資金等貸付事業 イ. 制度の普及・啓発	民生委員への制度説明や広報誌等により制度の周知を図ると共に、低所得世帯等の自立支援に向けた適切な貸付を行う。	低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進及び、安定した日常生活を送ることが期待される。
<b>② 市町村社協等との連携による債権管理の強化</b>		
ア. 滞納世帯への償還指導	市町村社協と連携の下、借受人世帯の状況に応じた償還指導を行うと共に法的措置を含めた適切な債権管理をする。	世帯の状況に応じた償還及び健全な債権管理が可能となる。
<b>③ 相談支援体制の充実強化</b>		
ア. 市町村社協職員、相談員への研修	低所得世帯等への自立支援に必要な相談技術等を取得するための研修会を行い、市町村社協職員、相談員の資質向上を図る。	多くの課題を抱える低所得世帯等への適切な支援が可能となる。
<b>④ 関係機関・団体との連携強化</b>		
ア. 関係機関・団体との連携	福祉事務所、公共職業安定所等関係機関・団体と連携し、低所得世帯等への自立に向けた支援を行う。	関係機関・団体と連携した支援により、低所得世帯等の自立が期待できる。
<b>2 権利擁護活動の推進</b>		
<b>(1) 日常生活自立支援事業の推進</b>		
<b>① 待機者解消のための事業実施体制の構築</b>		
ア. 新業務マニュアルの活用	新たに作成した業務マニュアルに基づき、事業実施の適正化・効率化を図る。	事業の適正化・効率化を図り、新規相談や解約業務をスムーズに行うことにより、利用希望する待機者が新たに発生・増加しないよう努める。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>② 生活支援員確保の取組み強化推進</b>		
ア. ポスター配布等による周知強化	市町村社協を通じて、ポスター設置し、事業と生活支援員募集について周知を行う。	ポスターを多く設置することにより、事業周知とともに生活支援員希望者の拡大を図る。
イ. 養成モデル研修の実施	生活支援員が不足している市町村社協と協働にて、生活支援員の養成研修を実施する。また、研修内容等について他市町村社協へ周知する。	生活支援員の増により、当該基幹的社協にて業務が適正かつスムーズに実施されるようになる。他市町村社協でも養成研修が行われることが期待される。
<b>③ 事業従事者の資質向上のための取組みの強化</b>		
ア. 専門員自主研修会の検討・実施 イ. 生活支援員研修会の実施 ウ. 推進員研修会の実施	各種の役割や課題を整理したうえで、研修会を企画実施する。	研修会にて従事者の資質向上を図ることにより、効率的にサービス提供が実施できることを目指す。
<b>(2) 成年後見制度の利用支援</b>		
<b>① 関係機関と連携・協働した成年後見制度の利用促進</b>		
ア. 後見受任団体及び地域包括支援センターとの会議等の開催	成年後見制度と関連の強い他基幹と会議等の開催を定期的に行い、意見交換等を行う。	相互理解を図り、成年後見制度利用に関する相談や、既存利用者の成年後見制度活用が円滑に実施されることを期待する。
<b>② 市町村社協における日常生活支援活動の強化</b>		
ア. 独自あずかり事業実施の推進 イ. 法人後見の取組みへの支援	日常生活自立支援事業の対象外となっている住民などに対して、必要または緊急度に応じて通帳等書類を預かる事業について、より多くの市町村社協で取り組むように働きかける。法人後見の実施検討している、または、実際に行っている市町村社協と意見交換を行い、必要な情報提供等を行い法人後見の取組みを支援していく。	より多くの市町村社協で取り組むことにより、地域住民に対して切れ目のない幅広い権利擁護支援が実施されることが期待される。
<b>(3) 市町村における高齢者虐待対応に対する支援</b>		

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>① 弁護士会、社会福祉士会と連携した相談助言活動の強化</b>		
ア. 専門職派遣事業	高齢者の処遇困難事例に対応する市町村や地域包括支援センターからの相談・要請に対し、専門的立場からの助言・支援を行う。	困難事例の早期解決と高齢者虐待防止、地域における支援体制の強化と対応力の向上を図る。
<b>② 高齢者虐待防止担当職員の資質向上の取組み強化</b>		
ア. 高齢者虐待防止研修会等の実施	高齢者虐待防止研修会等の開催や高齢者虐待対応事例集の作成及び配布を行う。	担当職員の資質の向上、高齢者の虐待防止の強化を図る。
<b>3 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者への支援</b>		
<b>(1) 地域生活定着支援事業の実施</b>		
<b>① 生活基盤の確保・拡大</b>		
ア. コーディネート業務の実施	本人の帰住予定地となる市町村行政及び施設・事業所等と調整し、住居の確保ならびに福祉サービスの利用手続きの支援を行う。	司法機関や行政、福祉団体等との連携を図ることにより、矯正施設退所後の住居の確保及び福祉サービスの円滑な利用を支援する。
イ. フォローアップ業務の実施	本人や受入先事業所に対し、電話及び訪問によるモニタリングを行い、適宜、関係機関との合同支援会議の開催を行う。	円滑な支援体制について共通認識を図り、受入先事業所及び関係機関との協働体制を構築することを目指す。
ウ. 相談支援業務の実施	本人及び家族、関係者からの相談に対し、助言や支援を行う。	福祉サービス利用の助言や支援を行い、本人の社会生活の安定化を図る。
<b>② 個別支援ネットワークの構築</b>		
ア. 合同支援会議の開催 イ. 検討委員会の開催 ウ. 連絡会議の開催	関係機関や各分野の専門家との調整を行いながら、支援に必要な社会資源の確保や円滑な支援体制の構築を図る。	各関係機関の機能と役割を確認し、多機関連携の支援体制を構築することにより、本人の社会生活の安定化を図る。
エ. 研修会の開催等の実施	福祉施設内での個別処遇のあり方や地域生活における支援のあり方について、支援従事者向けの研修会開催や事業の概要説明等を行う。	支援従事者の資質向上及び矯正施設退所者支援への理解促進を図ることにより、受入事業所の拡大や個別支援のネットワーク拡大を目指す。

#### IV 明るい長寿社会づくり

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>1 高齢者の生きがいと健康づくりの推進</b>		
<b>(1) 高齢者のスポーツ・文化活動の推進</b>		
<b>① 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣、沖縄ねんりんピックの開催、ニュースポーツの啓発普及等による健康づくりの推進</b>		
ア. 第24回全国健康福祉祭くまもと大会（ねんりんピック）への選手派遣	種 目 スポーツ交流大会（卓球他14種目） 文化交流大会（囲碁、将棋） 大会期間 平成23年10月15日（土）～18日（火） 開催地 熊本県（県内9市4町） 派遣人数 選手93人、役員8人	全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣により、競技力向上並びに県外選手との交流を通じ、高齢者の健康の保持・増進、社会参加及び生きがいの高揚を図る。
イ. 第3回沖縄ねんりんピック（スポーツ交流大会、文化交流大会）の開催	種 目 スポーツ交流大会（テニス他16種目） 文化交流大会（囲碁、将棋） 関連行事（スポーツ吹矢他） 大会期間 平成23年9月22日（土）～25日（日） 会 場 奥武山運動公園他 参加人数 選手1,800人、役員100人（予定）	スポーツ、文化活動等を通じて高齢者の健康の保持・増進と参加者相互の交流を図り、生きがいと健康づくりを進めることにより、明るく活力あふれる長寿社会を促進する。 また、次年度開催の全国健康福祉祭への派遣対象者を選出する予選会と同時に全国大会の本県開催誘致運動を醸造する場とする。
ウ. ニュースポーツの啓発普及等による健康づくりの推進	・ニュースポーツ普及及び用具の貸出し 高齢者に適したニュースポーツを普及するため用具の貸出し、指導者養成等を行う。	高齢者等の実施するニュースポーツ活動に対し、用具の貸出しを積極的に行い、高齢者等の健康の保持増進を図るとともに仲間づくりを促進する。
<b>② かりゆし美術展開催による芸術文化活動の推進</b>		
ア. かりゆし美術展の開催	高齢者の創作による美術作品を募集し、美術展を開催する。受賞作品は、全国健康福祉祭美術展へ出展する。	高齢者の趣味活動や創作意欲を高め、生きがいを持ち、明るく活力ある長寿社会づくりに寄与する。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>(2) 高齢者リーダー養成</b>		
<b>① かりゆし長寿大学校、シニアリーダー研修実施による地域活動の担い手養成</b>		
ア. かりゆし長寿大学校運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学科－地域文化学科、健康福祉学科、生活環境学科</li> <li>・クラブ活動－園芸、陶芸、書道、絵画、写真、薬草</li> <li>・修学年数－1年間（週1回、火曜日または木曜日）</li> <li>・対象者－満60歳以上</li> <li>・定員－3学科×30名×2コース 計180名</li> </ul>	学科毎に社会に貢献する専門的な知識を授与し、講義を通して実践活動を行いながら地域活動へ発展させる技法を設定し、卒業後の地域活動に役立つ実践力を養う。
イ. シニアリーダー研修事業	社会参加活動を行っている個人や団体、高齢者事業に関わる関係機関職員を対象に、「地域活動推進者中央研修会」への派遣及び、地域活動の担い手養成を目的としたシニア向けの講演会を開催する。	高齢社会に対応する地域活動を担う元気で活動的な高齢者の養成を行い、地域活動の活性化を図る。
<b>(3) 高齢者無料職業紹介事業の実施</b>		
<b>① 求人、求職情報の幅広い収集による職業紹介の充実</b>		
ア. 求人、求職情報の幅広い収集による職業紹介の充実	就職を希望する高齢者の求職情報を登録し、マッチする求人を紹介する。	就業チャンスを拡大し、幅広く精度の高いマッチングを実現する。
<b>② 関連団体との連携、情報共有による就業機会の効率化の拡大</b>		
ア. 関連団体との連携、情報共有による就業機会の効率化の拡大	(社) 沖縄県シルバーセンター連合、(社) 産業雇用安定センター、ハローワーク等関連団体との連携強化、情報交換によって高齢者就労機会の拡大を図る。	県内の高い失業率を反映し、高齢者の就労環境は厳しい状況にあって、関連機関の連携強化、情報の共有で高齢者就業に資する。

## V 政策提言活動の強化

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>1 調査研究・企画活動の強化</b>		
<b>(1) 福祉問題の調査研究の計画的推進</b>		
<b>① 総合企画委員会による調査研究活動の活性化</b>		
ア. 総合企画委員会における調査研究及び第3次21プラン進行管理及び評価の実施	総合企画委員会を年4回程度開催し、調査研究活動においてアンケート調査等を実施するとともに、本会第3次21プラン等の進行管理、評価等を行う。	総合的な調査研究により、地域福祉の推進に資することができる。また、本会第3次21プランについて評価検討を行うことにより、社会情勢の変化に即した地域福祉活動につなげることができる。
<b>② 県民等へのアンケート調査を通じた福祉課題の把握</b>		
ア. 民生委員・児童委員活動を通じた地域の福祉課題等に関する調査の実施	民生委員・児童委員に対し、活動する中で感じる地域の福祉課題等についてアンケート調査を実施し、回答を分析し、福祉課題を把握する。	県内の各地域における福祉課題を把握することにより、課題の解決に向けた支援策の検討及びニーズに応じた事業展開につなげることができる。
<b>③ 局内プロジェクト研究の推進</b>		
ア. 平成23年度局内プロジェクト「地域における住民の社会的つながりに関する調査研究」の実施	ソーシャルキャピタルや社会的排除等の概念・調査指標などを参考に調査指標を作成し、モデル地区にて試行調査を行い、地域住民一人ひとりの社会的つながりを把握する調査手法の研究を行う。	地域住民一人ひとりの社会的つながりを把握する調査手法の研究により、地域の福祉課題や問題等の把握及び予防に資することができる。
<b>2 福祉施策への提言・要請活動の強化</b>		
<b>(1) 福祉施策の立案・提言活動の展開</b>		
<b>① 沖縄県社会福祉予算対策協議会との連携強化</b>		
ア. 沖縄県社会福祉予算対策協議会（予対協）による調査研究、要望	本会が事務局を務める沖縄県社会福祉予算対策協議会及び予対協に設置される7つの部会との連携のもと、社会福祉施策及び予算措置に関し、県及び市町村へ要望活動等を行う。あわせ	県・市町村に対し、個別に要望活動を行うのではなく、予対協と連携しながら調査研究及び要望活動を実施することで、より効果的

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
活動等の実施	て、共通課題についての調査研究を実施する。	な活動に資することができる。
<b>② 県等の各種審議会・委員会への参画を通じた政策提言</b>		
ア．県等の各種審議会・委員会等への参画を通じた政策提言	県社会福祉審議会専門分科会や全社協政策委員会等の各種審議会・委員会への参画を通じ、県社協の立場から福祉課題等への積極的な政策提言等を行う。	審議会・委員会における福祉施策の検討・協議の段階から参画することにより、本会の目指す基本理念の実現を施策に反映させることに資する。

## VI 広報・啓発及び情報提供機能の強化

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>1 福祉に関する広報・啓発及び情報提供機能の強化</b>		
<b>(1) 福祉に関する広報・啓発及び情報提供</b>		
<b>① 福祉大会・各種週間行事を通じた福祉広報・啓発活動</b>		
ア. 第54回沖縄県社会福祉大会の開催 イ. 児童週間、老人週間等における啓発活動の実施	ア. 沖縄県及び沖縄県共同募金会との共催により、第54回沖縄県社会福祉大会を平成23年11月15日に開催する。 イ. ポスター掲示及び関連行事等の実施。	福祉大会における社会福祉分野の顕彰や大会宣言の採択、各種福祉週間の啓発活動により、福祉関係者をはじめ一般県民に対し広く社会福祉の推進をアピールできる。
<b>② 広報紙・ホームページ等を通じた情報発信</b>		
ア. 「福祉情報おきなわ」の発行 イ. ホームページの運営	ア. 本会及び県共募の広報紙である「福祉情報おきなわ」を年6回発行し、関係機関・団体等へ配布する。 イ. 本会ホームページにて積極的な情報の発信を行う。	広報紙やホームページでの情報提供を通じて、本会事業への理解・関心を高めることができ、地域福祉の推進に資することができる。
<b>③ 社会福祉ライブラリーの充実強化</b>		
社会福祉ライブラリーの充実強化	ア. 福祉図書館として、更に福祉関係図書等の蔵書を増やしその機能充実を図る。 イ. 聴覚障害者向けの字幕付きビデオやDVDの整備、貸出を行う。	一般県民や福祉関係者へ福祉図書を貸出すことにより、福祉に関する啓発や資質の向上を図ることができる。また、聴覚障害者への積極的な情報提供ができる。
<b>④ 沖縄県社会福祉協議会創立60周年記念誌の発行</b>		
沖縄県社会福祉協議会創立60周年記念誌の発行	創立60周年を記念して、本会活動の実績等を記念誌として編纂し、発行する。	記念誌の発行により、社会福祉における時代の変遷や本会の果たして来た役割、実績等を記録として残すことが出来る。

## VII 経営体制・財政基盤の強化

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
<b>1 経営体制・財政基盤の強化</b>		
<b>(1) 経営体制の強化</b>		
<b>①理事会・評議員会機能の強化</b>		
ア. 理事会の主体的な経営体制の強化 イ. 評議員会のチェック機能の強化	理事及び評議員に経営分析情報を分かりやすく提供するため、事業計画書、事業報告書の書式を見直す等、改善策を講じ、重要事項については事業の進捗状況等を理事会・評議員会において報告する等、理事会・評議員会の機能強化を図る。	理事会の主体的な経営体制の強化、評議員会のチェック機能の強化が本会事業の充実や内部統制機能を高めることにもつながることが期待される。
<b>②経営の適正化と透明性の確保</b>		
ア. 外部監査の定期的実施 イ. 内部牽制体制の確立 ウ. 経営情報の適切な開示 エ. 苦情解決体制の強化	外部監査の定期的な実施と合わせ、適切な会計・事務処理を徹底し、内部に多重のチェック体制を確立する。 本会ホームページ及び広報紙を通じて、事業計画・事業実績報告・財務諸表等を開示するとともに、苦情解決体制についても第三者委員の活用を図る等、強化に努める。	情報開示と多重のチェック体制により、コンプライアンス（法令順守）の推進、経営の適正化と透明性の確保が図られ、本会に対する社会的信頼を高めることができる。
<b>③会員体制の拡充</b>		
ア. 会員制の見直しと拡充 イ. 会員サービスの強化 ウ. 会員による事業参画の推進	平成22年度の会員規程改正により新設された第5種会員に対する研修機会の提供や会員向けの情報提供を強化するほか、各種会員の拡充と事業参画の推進を図り、会員サービスの向上を図る。	会員サービスの向上及び多様な経営主体の参画により、本会事業の活性化及び経営体制の強化が期待できる
<b>④業務推進体制の強化</b>		
ア. 部所間連携の強化 イ. 業務執行の円滑化・効率化 ウ. 事務局職員の資質向上 エ. 適正な業務評価制度の確立 オ. 就業環境の整備	各部所の事業情報の共有化による連携の強化に努めるほか、業務支援システムの活用・改修を進め、業務執行の円滑化・効率化を図る。併せて、事務局職員の資質向上、適正な業務評価制度の確立、ワーク・ライフ・バランスの推進等による就業環境の整備を図る。	専門家集団としての高いスキルとモラルをもった職員を育成し、県社協全体としての業務推進体制を強化することができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
カ. 危機管理体制の整備		
<b>(2) 財政基盤の強化</b>		
<b>①自主財源の強化</b>		
ア. 会費収入の増額	<p>会員規程改正により新設された第5種会員（第1～4種会員以外で介護保険事業所または障害福祉サービス事業所を営する法人）をはじめ、第4種会員（特別会員の企業）等の加入促進を図り、会費収入の増額に努める。</p>	<p>第1～3種会員加入拡大及び第5種会員の加入促進により前年度比10%の増額を見込む。また、第4種会員の加入促進により前年度比5%の増額を見込む。</p>
イ. 寄附金収入の確保	<p>本会への寄付にかかる税制上の優遇措置や寄付金の使途等について本会ホームページや広報紙を活用しての広報強化に努める。</p>	<p>団体助成金をはじめとする福祉活動資金の財源として900万円を見込む。</p>
ウ. 事業収入の増額 ・研修受講料収入 ・広告料収入 ・チャリティ収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主研修を企画・実施し、受講料収入の確保に努める。</li> <li>・福祉保険サービス(株)の各種保険の加入を促進し、広告料割当の増額を図るほか、本会ホームページのバナー広告等あらゆる媒体を通じての広告料収入確保を行う。</li> <li>・「第14回芸能チャリティ公演」及び「第38回芸能の夕べ」を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修対象の拡大、参加費の増額、講師の効率的な活用による経費の削減を図り、前年比10%増額を見込む。</li> <li>・広告料収入は前年比5%増額を見込む。</li> <li>・チケット売上及び広告料の増収、経費削減に努め、収益金の確保を図り、前年比10%増額を見込む。</li> </ul>
エ. 積立金等の運用の強化	<p>各種基金・積立金の適正な残高確保と安全で効果的な運用によって、持続可能な財政運営を目指す。</p>	<p>各種積立金の一括運用を進め、利息の増額を図る。</p>
オ. 県総合福祉センター機能の強化	<p>稼働率の向上とコスト削減に努め、収益の増額を図る</p>	<p>来館者数及び利用料収入ともに前年比3%の増を図る。</p>
<b>②効率的な予算執行とコスト削減</b>		
ア. 事務費の削減 イ. 人件費の削減 ウ. 事業費の効率的執行 エ. 目標管理の徹底	<p>事務費全般の節減に努め、支出額の大きい費目については管理の徹底と創意工夫の共有によって全員参加型のコスト削減を進める。</p> <p>人件費については、事務・事業の合理化等による退職者補充の抑制や時間外・休日勤務手当の圧縮により人件費の削減に努</p>	<p>効率的な予算執行とコスト削減を進めることにより限られた財源の確保に資する。</p>

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
	<p>める。</p> <p>この他、県外講師等招聘時の他部所活用、旅費の圧縮による事業費の効率的執行や光熱水費等削減の目標管理の徹底を進める。</p>	